

ロシア競争保護法と連邦反独占庁



著者：Vladimir Biriulin¹

編者：黒瀬 雅志²

ロシアにおいては、知的財産権の侵害行為に対し、民事的救済、行政的救済、刑事的救済措置を執ることができる。民事的救済については民法³、行政的救済については行政違反法⁴、刑事的救済については刑法⁵にそれぞれ関連規定がある。

さらに民法とは別に、独占行為と不正競争を規制する法律として「競争保護法⁶」が制定されており、この法律も知的財産権の侵害行為に対して適用される規定を有している。

知的財産関連の紛争事件の多くは知的財産法（民法典第4部）を適用して解決されているが、この法律が適用困難な事件も存在している。このような場合には、競争保護法の適用が可能か否かを検討し、この法律の執行機関である連邦反独占庁（The Federal Antimonopoly Service : FAS）に違法行為の取締りを申請することができる。

【競争保護法】

ロシア競争保護法の関連規定は、パリ条約第10条の2に含まれる条項と呼応している。すなわち「工業上又は商業上の公正な慣習に反するすべての競争行為は、不正競争行為を構成する。」

競争保護法の原案は1991年に採択されたが、実際に生ずる不正行為は必ずしも単純明快なものではなく、知的財産法や競争保護法の適切な適用にそぐわないようなケースもあり、現在までに何度も法律の改正がなされてきた。

「第四次改正版」として知られる最新の改正版は、連邦反独占庁（FAS）が経済協力開発機構（OECD）の提言に従って起草したものであり、2016年1月5日に発効した⁷。

従来と比べ、競争保護法における知的財産に関連する規定が詳細になり、競争保護法の新しい

1 ロシア弁護士 Gorodissky & Partners

2 日本弁理士 Gorodissky & Partnersウラジオストク事務所顧問 ロシアの知的財産専門家が執筆した論文を、黒瀬が日本の読者向けに編集し、最近のロシア知財実務の動向を報告する。

3 知的財産法は、民法第4部（The Civil Code of the Russian Federation, Part IV）として規定されている。

4 The Code of Administrative Offense

5 The Criminal Code of the Russian Federation

6 The Federal Law on Protection of Competition

第2.1章に置き換えられた⁸。第2.1章では不正競争として禁止される行為がより詳細に規定されている。前回の法改正後、全ての不正競争を個々に規定することはできないことがわかり、そのギャップを埋める新しい規定（第14.8条）が設けられた。

【競争保護法第2.1章 概要】

個々の不正競争の形態ごとに詳細な条項が設けられている。

- ・第14.1条－事業に損害を与える、及び（又は）事業の信用を毀損する原因となるような虚偽の、誤った、又は歪曲された情報の配布
- ・第14.2条－製品の品質、生産地、製造元などに関し、消費者の誤解を招くこと
- ・第14.3条－事業及び（又は）その商品の不適切な比較
- ・第14.4条－個別化手段に対する排他的権利の取得と使用
 - *この条項は反独占庁が不正な商標登録(冒認商標登録)を取り消す際に使用される。
- ・第14.5条－競合他社の所有する知的財産を不法使用した商品の販売、交換、又はその他の商業化
- ・第14.6条－競合他社の活動、商品、サービスと誤解される行為
 - *競合他社の商標、社名、商号と同一又は紛らわしいほど類似した名称の（商品、パッケージ、ラベル等への）使用を含む。商品、パッケージ、ラベル、名称、色、あるいは企業アイデンティティー全般等の外観のコピー又は模倣を含む。
- ・第14.7条－法律で保護されている商業的秘密、又はその他秘密を構成する情報の不法な獲得、使用、又は開示
- ・第14.8条－14.1条－14.7条に規定された以外の不正競争行為

【反独占庁】

連邦反独占庁は、市場の競争を監視し、不当な独占行為を禁止するための行政機関である⁹。モスクワに本部が置かれ、全国に84の支局が設けられている¹⁰。

他の行政機関と異なり、競争保護法に基づき、自らの判断で、以下のような不正競争行為を禁止する行政命令を下すことができる¹¹。

- （Ⅰ） 知的財産権者の正当な利益を毀損する行為
- （Ⅱ） 知的財産権を侵害した商品の販売行為
- （Ⅲ） 商業上の秘密の不当入手、使用、開示行為

7 正式名称は、“The Federal Law dated October 5, 2015 No 275-Φ3 on introducing amendments to the Law on Protection of Competition and Other Individual Legislative Acts of the Russian Federation”

8 第2.1章の全文は、「模倣対策マニュアル ロシア編」（JETRO、2016年3月）の巻末参考資料に掲載されている。

9 「ロシア知的財産制度と実務」黒瀬雅志編著、産業経済調査会、2013年4月

10 本庁の職員数は350人、地方部局合計職員数は1,477人（出典：公正取引委員会ホームページ「ロシア」）<http://www.jftc.go.jp/kokusai/worldcom/kakkoku/abc/allabc/r/russia.html>

11 他の行政機関、例えば、税関は模倣品の廃棄処分を行う場合には、自ら裁判所に行政訴訟を提起して、裁判所の判決を得る必要がある。

(Ⅳ) サイバースクワッティング、ドメインネームの不当使用

【反独占庁による法執行手続き】

(1) 審理委員会の設置

競争保護法に基づく申し立てがなされた場合、事件を審理するため、反独占当局は事件ごとに最低3名からなる審理委員会を設置する。審理委員会は、申立書を受理してから1か月以内に、当該事件の審理を開始するか否かについて決定する¹²。審理委員会の決定は多数決によりなされ、同数の場合には議長¹³の票により決まる。

(2) 聴聞会

事件が反独占当局で審理されることが決定した場合には、審理委員会は聴聞会（ヒアリング）の期日を指定し、両当事者に通知する。聴聞会は、申立人と利害関係者が出頭して行われるが、出頭しなかった場合であっても、事件の審理は行われる。必要に応じ、聴聞会には意見を述べるため専門家が招聘されることもある。

審理委員会の審理は、審理開始の決定の日から3か月内に行われる。事件の実態調査のために追加的情報の収集等が必要な場合には、最大6か月まで期間を延長することができる。

(3) 命令書の発行

審理委員会は、当事者の提出した証拠、資料及び当事者の主張を審理し、当該事件が競争保護法に違反すると判断した場合には、その旨の決定を下し、違反行為を排除、中止するために必要な措置を記載した命令書を発行する。

命令書には、違法行為者が履行する義務のある行為（販売行為の中止など）について記載されているが、違法行為者への罰則については記載されていない。

(4) 命令履行義務

命令書に記載されている違法行為者に義務付けられた事項は、命令書に定められた期限内に履行しなければならない。期限内に履行されない場合には、行政制裁の対象となる。反独占当局は、命令書に基づく義務が履行されたか否かを監視する。

(5) 不服申し立て

競争保護法に基づく決定または命令に対して不服がある場合には、命令書発行の日から3か月以内に普通裁判所または仲裁裁判所に不服申し立てをすることができる¹⁴。

(6) 違法に対する制裁

競争保護法には、違反行為に対する制裁規定は設けられておらず、違反行為の中止を命ずることができるのみである。そのため、違反行為者に罰金などの処罰を科す場合には、反独占当局は、行政違反法に基づき、違反行為者を被告として裁判所に行政訴訟を提起する¹⁵。

12 追加証拠の収集、分析が必要な場合には、この期間を最大2か月まで延長することができる。

13 議長は反独占当局の役員の一人が選任される。

14 当事者が個人の場合には普通裁判所、法人又は個人事業主の場合には仲裁裁判所の管轄となる。

15 行政違反法に基づく処罰については、前掲注9を参照されたい。

反独占庁は、ロシア国内に多くの地方支部を設けており、各地方においても競争保護法に基づく知的財産権侵害行為の取締りが積極的に実施されている。



連邦反独占庁・沿海地方支局とのミーティング（ウラジオストク、2016年9月21日）
前列左から2番目、3番目がFAS担当官、前列右から3番目が筆者、同2番目が編者

【反独占庁による取締り事例】

1. VALIOバター・パッケージ模倣事件（Case No.4-14.33-787/78-01-16）

VALIO社はロシアに支部がある有名なフィンランドのコンツェルンで、バターなどの乳製品を製造している。VALIO社のバターはロシアで非常に有名で、品質の高さでよく知られている。



VALIOバターのパッケージ（真正品）



パッケージ模倣品

比較して分かるように、パッケージの模倣品は、VALIO社の商標権を直接的に侵害するものではない。VALIO社のパッケージからひらめきを受けたロシアの製造業者が、バター用パッケージとして、よく似たデザインを考案し、それを「ヴァーリャ」「БАЛЯ」（VALIA）と名づけた。VALIAはロシア語の女性名で、制作者はパッケージ模倣の意図を隠すために、目立たないように「バーバ」「баба」（おばあちゃん）という言葉の小さいフォントでVALIAという名称の側に縦向きで印刷した。2つのパッケージには様々な相違点があるが、消費者が誤解することは明白である。さらに、消費者がパッケージの相違に気付いたとしても、2つのパッケージには関連性があり、2つ目の商品（模倣品）はオリジナル商品と同じメーカーが作った変種なのではないかと推測する可能性がある。

フィンランド企業VALIO社は、サンクトペテルブルグの反独占当局に対し、「バーバ ヴァーリャ」「Баба Баля」（Granny VALIA）」という名称でバターを販売している競合相手による不正競争行為に関する不服を申し立てた。なお、ヴァーリャはヴァレンチーナというロシア語の人名の愛称形である。

申立人（VALIO社）は、模倣バター・パッケージ中の諸要素がVALIO社のバター・パッケージと紛らわしいほど類似していると主張した。申立人のパッケージはVALIOという言葉の要素による象徴的な名称と、白地に瓶を持った少女の絵が描かれている。反独占当局は事件の審査に専門家を起用した。専門家はパッケージを鑑定し、両パッケージの外観には高い類似性があると指摘した。専門家は、2つのパッケージ商品が同じ印象を与え、双方の要素の配置が類似しており、要素の色も類似したものが使用されていると指摘した。

申立人は、競合相手が真正品のVALIOバターの人気を利用して、自らの製品に対する需要を刺激する目的で、申立人の商品のデザインと類似した要素を配置したと主張した。申立人はまた、これは明らかな不正競争行為であると主張した。

反独占当局は2つのパッケージの象徴的要素を審査し、比較対象となっているパッケージの少女の絵とお婆さんの絵が両方ともパッケージの中央右寄りの位置にあり、色の組み合わせも類似していることを発見した。お婆さんのドレスの青い色は少女のドレスの青と同じで、お婆さんのドレスの白い色は、少女のドレスの袖と襟の白を繰り返したものである。少女のドレスのデザインの方が今風であるという違いはあるが、少女の金髪の色はお婆さんが持っているバターの色と呼応する（金髪のお婆さんでは変なので）。絵柄に幾つかの相違はあるものの、2つのパッケージの全体的な意図や色の組み合わせは極めて類似しており、消費者は混同するおそれがある。

反独占当局には独自の判断を下す権限があるが、このケースではインターネットで世論調査を実施した。対象者約24,000人のうち58%がパッケージに類似性があると回答した。

反独占局当は、2つの絵の間の明白な関連性と、形と色と個々の要素のコンビネーションの類似性を考慮し、細かい差異はいくつかあるものの、「Granny VALIAバターの製造元がVALIOバターの製造元と同じであるという印象を消費者にもたせた」と結論した。

その結果、反独占当局は競争保護法第14・6条で規定された不正競争行為（競合他社の活動、商品、サービスと誤解される行為）に該当すると認定し、VALIAバターの製造業者に対し不正競争行為を中止せよという命令書を発行した。

2. Danone社ヨーグルト・ボトル模倣事件（Case No.08-123/2016）（タタールスタン共和国カザン市での事件）

Danone社はロシアで商標No.441482 バイオ・バランス（bio-balance）を所有している。

この商標は牛乳の瓶、ヨーグルト・ボトルの表示に使われていた。



Danoneヨーグルト・ボトル



ヨーグルト・ボトル模倣品

タタールスタン共和国（ロシア・ヨーロッパ部の中程にある地域）の乳製品製造業者が、Danone社の商品と外観イメージの類似するヨーグルト・ボトルを用いたヨーグルトの製造・販売を開始したことから、Danone社は競争保護法に基づきタタールスタン共和国の反独占当局に

不服を申し立てた。

このケースでは商標が異なることから、商標権の侵害は成立しないが、パッケージ、ラベル、色の組み合わせ、カンパニー・スタイルの外観がオリジナルのボトルと混同するほど類似しているという主張が認められ、競争保護法第14.6条が適用された。

【不正競争行為に対する法的救済措置】

上述の通り、連邦反独占庁は不正競争行為を行政違反事件として調査する権限がある。同時に、不正競争行為に対する法的救済措置としては、裁判所に法的保護を求めるという選択肢もある。

最高裁判所は、「法律には、反独占当局による行政手続きは、当事者が自らの権利の法的保護を裁判所に求めることを排除するという規定がないので、不正競争行為に対抗する方法は2つある。それは反独占当局に不服を申し立てることと、連邦仲裁裁判所に直接民事訴訟を提起することである」との見解を示している。事件の状況により、いずれの方法にも利点がある。例えば、民事訴訟では行政違反手続きとは異なり、原告が損害賠償を求めることができる。

[競争保護法適用のための要件]

いずれの手続きにより保護を求めるにしても、競争保護法の適用を求めるためには、以下のことを立証する必要がある。

- (i) 原告と被告が市場の同じセグメントで競合していること
- (ii) 問題となっている商品又はサービスに類似性があること

上記の状況が不在の場合、競争保護法に基づく不服申し立ては却下されるであろう。例えば、ロシアの化粧品メーカーが、被告が自社の製品名に類似した商標を登録したことは不正競争行為と認定されるべきであり、商標登録は取り消されるべきであると主張して提起した訴訟があった。しかし、裁判所は被告に有利な判決を下した。なぜなら、原告の企業は商標出願の優先日の後に設立されたので、被告が商標登録を出願した時点では両者間に競合はなかったからである (Case No. SIP -626/14)。

競争保護法は、不正競争行為を禁止するという視点で、違法行為に対し比較的広く適用することが可能であり、ロシアにおける知的財産権保護対策の手段として、その活用を検討すべきであろう¹⁶。

以 上

16 前掲注9